

大分県報

令和七年
第六五七号
十一月十八日

（火曜日）

目次

告示

土地改良事業計画変更認可申請適當の決定及び縦覧……………一
県営土地改良事業施行申請適當の決定及び縦覧……………一
県立学校照明設備使用料の徴収事務の委託（二件）……………一

〇告 示

大分県告示第四百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項及び第六項の規定により、次の土地改良区からの土地改良事業計画変更認可申請を適當と決定し、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し異議を申し出ることができる。
令和七年十一月十八日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

土地改良区名	所在地	事業名	縦覧期間	縦覧場所
野津土地改良区	臼杵市	土地改良事業 （維持管理計画書）	令七・一一・一八から 令七・一二・八まで	臼杵市役所 豊後大野市役所

大分県告示第四百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、県営土地改良事業施行申請人代表川嶋久男からの県営土地改良事業施行申請を適當と決定し、同法第

令和七年十一月十八日

八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
令和七年十一月十八日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営水田畑地化推進基盤整備事業	重藤地区	令七・一一・一八から 令七・一二・八まで	国東市役所

大分県告示第四百二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に県立学校照明設備使用料の徴収事務を委託した。
令和七年十一月十八日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

- 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
南立エンジョイ倶楽部
別府市観海寺三
- 指定公金事務取扱者に係る指定をした日
令和六年四月一日
- 委託をした事務に係る施設名
大分県立南石垣支援学校
委託をした日
令和七年四月一日
- 委託の期間
令和七年四月一日から同年十二月三十一日まで

大分県告示第四百三十号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施

大分県報（告示）

令和七年十一月十八日

大分県報（告示）

二

行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり県立学校
照明設備使用料の徴収事務を委託した。

令和七年十一月十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎
一 委託した事務に係る施設名並びに受託者の住所及び名称

委託した事務に係る施設名

受託者の住所及び名称

大分県立海洋科学高等学校
臼杵市大字臼杵二の一〇七番五六二
臼杵市スポーツ推進委員協議会
会長 尾崎 康

大分県立芸術緑丘高等学校
大分市上野町四番五号
ひしのみクラブ
会長 平松 義広

大分県立日田三隈高等学校
日田市田島二丁目六一一
日田市スポーツ推進委員協議会
会長 日出 正義

大分県立新生支援学校
大分市玉沢一〇三番地
NPO法人わさだ夢クラブ
理事長 安東 房吉

大分県立中津支援学校
中津市豊田町一四番地三
中津市スポーツ協会
会長 内尾 伸行

大分県立さくらの杜高等支援学校
大分市田室町三番三七号
NPO法人おおみちふれあいクラブ
会長 園田 幸一

二 委託期間

令和七年四月一日から同年十二月三十一日まで